

藤沢市道路台帳数値地形図データ

(地図情報レベル 500)

現地作業マニュアル

(第3版)

令和3年7月

藤沢市道路河川部

道路河川総務課

目次

§ 1. 業務工程	1
1-1 業務フローチャート.....	1
§ 2. 現地調査	2
2-1 現地調査概要.....	2
2-2 道路に接する盛土・切土.....	3
2-3 認定道路以外の道路への接続.....	3
2-4 民有地内の歩道.....	4
2-5 電話柱・電力柱・マンホール.....	4
2-6 道路施設.....	4
2-7 壁・法面.....	4
2-8 擁壁や法面等の下にある水路.....	5
2-9 現地調査範囲.....	6
2-10 特記項目.....	6
2-11 現地調査時の注意事項.....	7
2-12 道路幅員調査.....	8
2-13 舗装種別.....	11
2-14 側溝種別.....	12
§ 3. 道路台帳要素	13
3-1 道路台帳要素の取得.....	13
§ 4. 路面標示、発光鋏	14
4-1 発光鋏.....	14
4-2 路面標示.....	14

§ 1. 業務工程

1-1 業務フローチャート

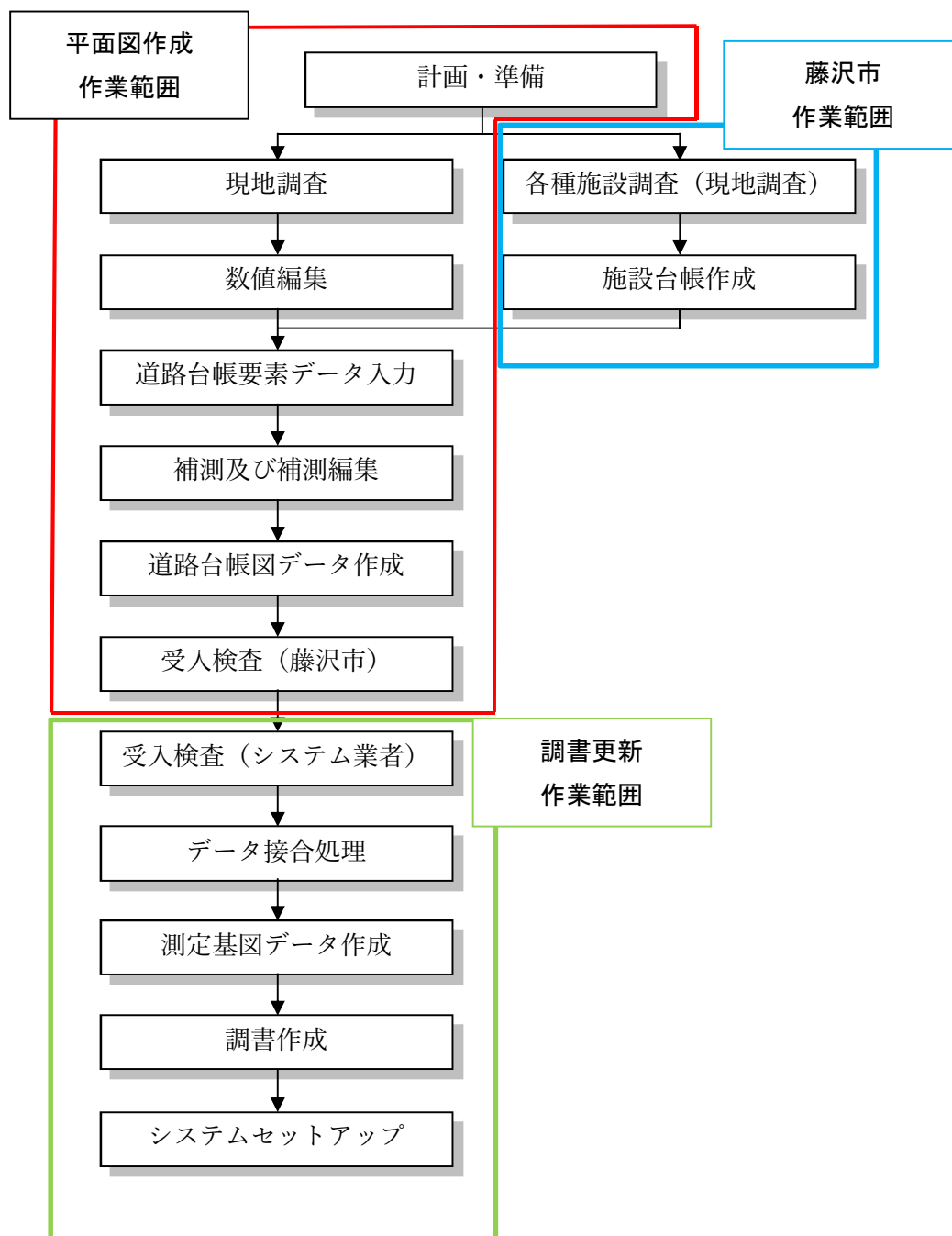


図 2-1 業務フローチャート

§ 2. 現地調査

2-1 現地調査概要

取得範囲は、道路縁からの第一構造物とする。また、藤沢市に区域線（境界点等）を確認し、区域線（境界点）までを取得範囲に含める。その他取得要領は次のとおりとする。

- ① 道路に接する盛土や切土は取得する。（図-1）
- ② 認定道路以外の道路への接続（民地道路含む）は、道路の隅切りまで取得をする。隅切りのない道路は1m程度を取得する。（図-2）
- ③ 民有地であるが不特定の住民が利用する車道と一体化した歩道は取得対象とする。（図-3）
- ④ 電話柱・電力柱は、道路縁より外1m程度まで取得対象とする。（図-4）
- ⑤ 道路施設（カーブミラー、照明灯、防犯灯、商店街のデザイン灯など）は、道路縁より外1m程度まで取得対象とする。（図-5）
- ⑥ 擁壁・法面は、高さ50cm以上のものを対象に取得する。また、道路縁に対して垂直に設置された擁壁・法面は垂直に設置されていることが分かる程度まで取得をする。（図-6）
- ⑦ 擁壁や法面等の下にある水路は、道路区域内か藤沢市へ確認し取得の可否を判断する。（図-9）
- ⑧ 認定道内の路面標示及び発光鋏について取得を行う。取得基準は別紙1のとおりとする。
- ⑨ 道路台帳平面図作成においては、対象箇所周辺の公共基準点を与点として現況測量を行う。対象箇所周辺に与点が無い場合は、藤沢市と協議の上基準点を設置する。
- ⑩ 現地調査範囲は、対象箇所+3mとする。ただし図面作成は横方向は道路縁から第一構造物または区域線までとし、既存道路との接続箇所は接続位置・方向がわかるように3m程度作図する。（図-7）
- ⑪ 側溝などの道路施設が官民境界杭とほぼ一致する場合、道路縁は、官民境界杭を道路縁として取得する。道路縁のレイヤに作図し、官民境界杭のレイヤに作図しない。
- ⑫ 側溝などの道路施設より官民境界杭が外側にある場合、道路縁は、側溝などの道路部端部を道路縁として取得し、官民境界杭も、後続の作業で道路区域として使用するため、官民境界杭として取得する。（道路保護擁壁や道路保護法の場合など）
- ⑬ 舗装などの道路施設より官民境界杭が内側にある（舗装が一体で整備されている）場合、道路縁は、基本的に官民境界杭を道路縁として取得するが、土地使用貸借等のケースもあるため、藤沢市と都度協議する。

2-2 道路に接する盛土・切土

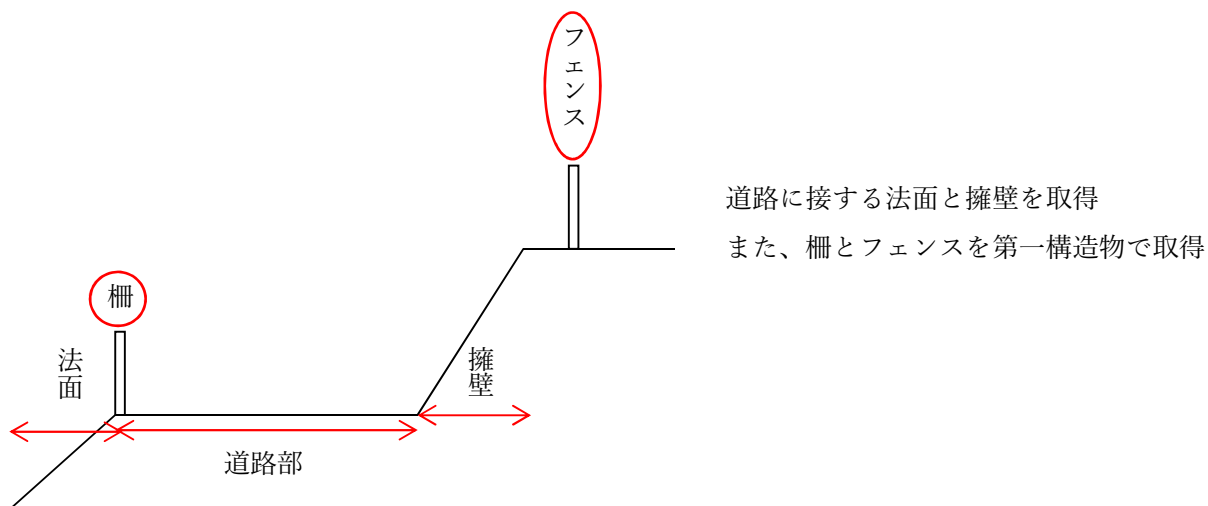


図-1 道路に接する盛土・切土がある場合の第一構造物

2-3 認定道路以外の道路への接続

(右図) 国県道に接続する場合は、
隅切り+その先、3mを取得する(太線部分)

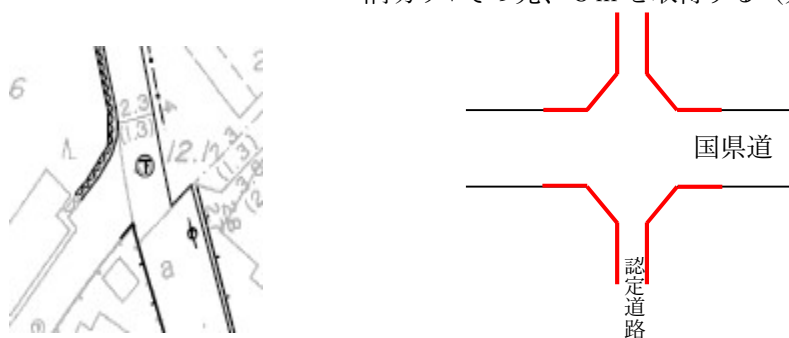


図-2 認定道路以外の道路への接続(私道と国県道)

2-4 民有地内の歩道

不特定の住民が利用し、車道と一体化した歩道は、民有地内であっても取得対象とする。



図-3 長後駅周辺の商店街

2-5 電話柱・電力柱・マンホール

電話柱、電力柱、マンホールは、第一構造物の有無にかかわらず、道路縁より1m程度までを対象とする。架線については方向線の取得を行うこと。

ただし、直径が概ね60cmに満たないマンホール（未分類・共同溝・ガス・電話・電気・下水・水道）は取得不要とする。（下水の場合、取付桝（最終桝）は、直径60cm未満のため、取得不要）



図-4 電柱

2-6 道路施設

カーブミラー、照明灯、防犯灯、商店街のデザイン灯などは、境界点の内外にかかわらず、市道に設置したもの及び市道のために設置されたものは全て取得し、民有地のために設置され、民有地内にあるものは対象外とする。

また、「藤沢市」と記載された消火器は、道路周辺に設置されたものは全て取得する。

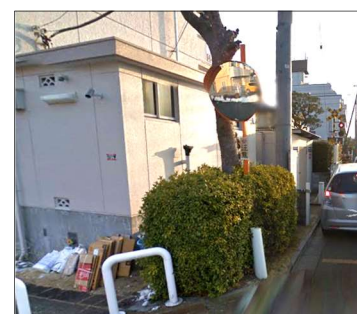


図-5 カーブミラー

2-7 壁・法面

壁・法面は、高さ50cm以上のものを対象に取得する。

右図のように高さが50cmに満たない場合、壁・法面は表現せず、柵のみを表現する。

ただし、擁壁の一部でも50cm程度を超える場合は取得する。道路縁に垂直に設置された擁壁等は、垂直に設置されている事が分かるまで図示する。



図-6 擁壁の図示

2-8 擁壁や法面等の下にある水路

法面等の下の水路は、第二構造物として取得はしないが、道路敷に含まれる場合（道路区域内である場合）は取得する。

- ・道路を横断する小さな水路

小さな法面の下を潜る小さな水路は、第二構造物とみなす。

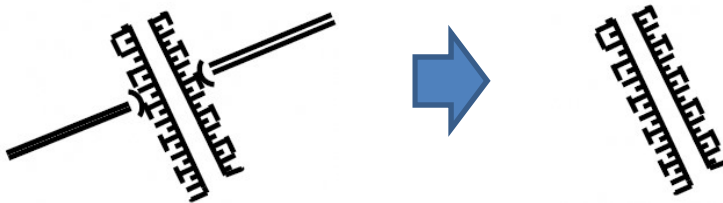


図-7 道路を横断する小さな水路

- ・道路を横断する大きな水路

大きな坑口のある水路は、第二構造物とみなす。

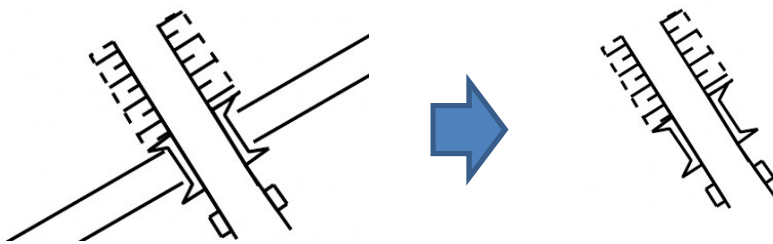


図-8 道路を横断する大きな水路

- ・道路を支える法面下の水路

法面下の水路は、第二構造物とみなす。

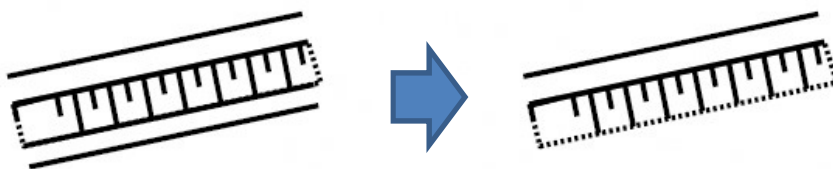


図-9 道路を支える法面下の水路

2-9 現地調査範囲

- ・縦方向の現地調査範囲は補正箇所から+3mとする。

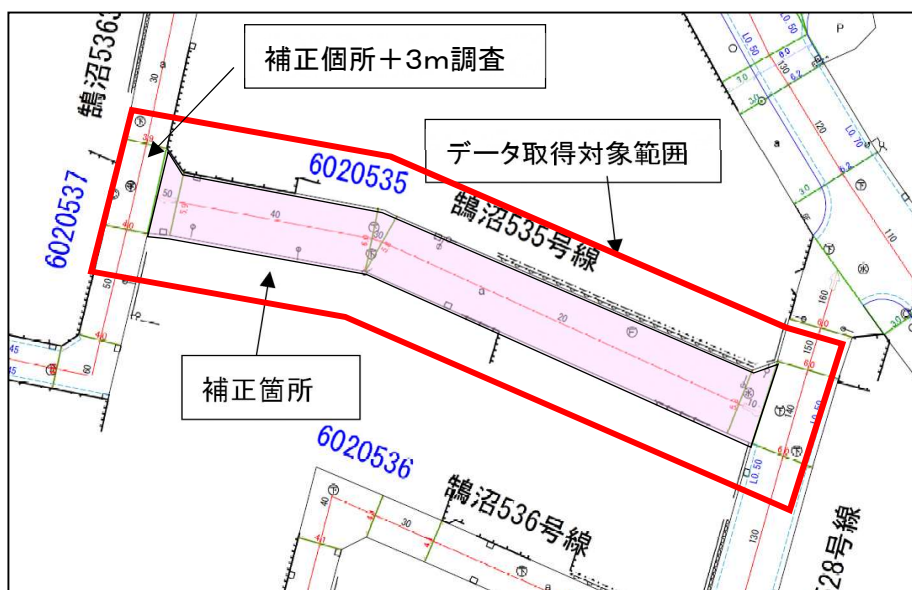


図-10 現地調査範囲

2-10 特記項目

- ・現況平面図は、公共測量作業規程の準則の数値地形図データ取得分類基準表地図情報レベル500に準拠する他、藤沢市の特記事項として以下の項目を調査する。取得基準等は別紙1を参照すること。ただし、別紙2記載事項は取得分類から除外すること。

- ① 自転車専用道路
- ② 車止めポール
- ③ 通行止め門型
- ④ 通行止め用花壇
- ⑤ 記念碑
- ⑥ 道祖神
- ⑦ 独立樹
- ⑧ 消火器 ※注意 認定道路上及び認定道路付近（第一構造物）にある消火器の箱に（藤沢市と記載があるもの）が対象
- ⑨ 歩行者用案内標識
- ⑩ ベンチ
- ⑪ デリネータ付きポール
- ⑫ 準則に該当しない道路標識
- ⑬ 歩道（特記）
- ⑭ 発光鈔
- ⑮ 路面標示

2-1 1 現地調査時の注意事項

◆身分証明の携行

- ・ 藤沢市発行の身分証明書を携行する。

◆駐車車両

- ・ 駐車場以外の駐車は行わないこと。

◆住民からの問い合わせ

- ・ 測量の内容を聞かれた場合

藤沢市道路河川総務課より委託をうけ、道路台帳平面図の作成を行っている旨を説明する。

- ・ 苦情や要望を言われた際は、内容を確認し主任技術者へ速やかに報告し、主任技術者より藤沢市へ速やかに報告すること。

◆作業時間

- ・ 市の業務時間内（8：30～17：15）に作業を行うこと。
- ・ 土曜、日曜、祝日の作業は基本的に行わないこととするが、必要な場合は藤沢市へ連絡すること。

◆事故等

- ・ 事故（住民とのトラブル等含む）があった場合は速やかに “緊急連絡網” に基づき連絡すること。 ※緊急連絡網は業務計画書に記載すること

◆現地調査資料

- ・ 藤沢市より提供される確定図もしくは竣工図、計画図等を用いて行う。

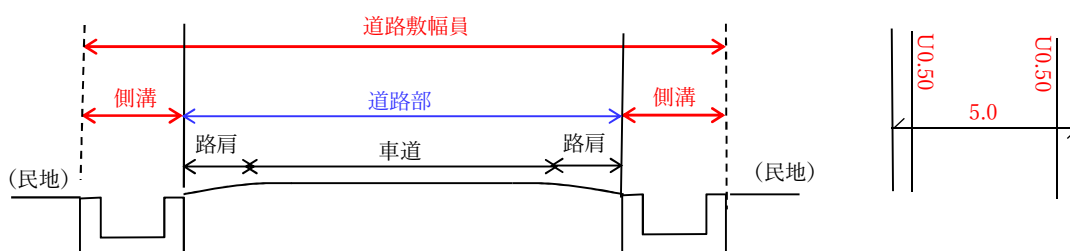
2-1 2 道路幅員調査

・道路幅員は原則として、車道中心線に直角に測定する。

- ① 道路幅員は、交差点と構造変化・路面区分・道路幅員等の変化箇所の両端部で測定することを原則とする。
- ② 道路部（歩道含む）の幅員が 50cm 以上変化する場合はその変化点において道路幅員を測定する。
- ③ 道路幅員等の変化が無い場合であっても 50m 以内に 1 箇所の道路幅員を測定する。
- ④ 道路の構造変化箇所とは側溝区分（暗渠、開渠、種別）、歩道、舗装種別、橋梁、踏切、トンネル、立体交差箇所等をいう。宅地入り口に設置された簡易的な床板は暗渠として取り扱わない。
- ⑤ ふた有側溝とは側溝ふたが 5m 以上連続している箇所をいう。
- ⑥ 幅員計測は 10cm 単位で測定し、m 単位（小数点以下 1 桁）で表示する。

・幅員の計測方法について下記のとおりとする。

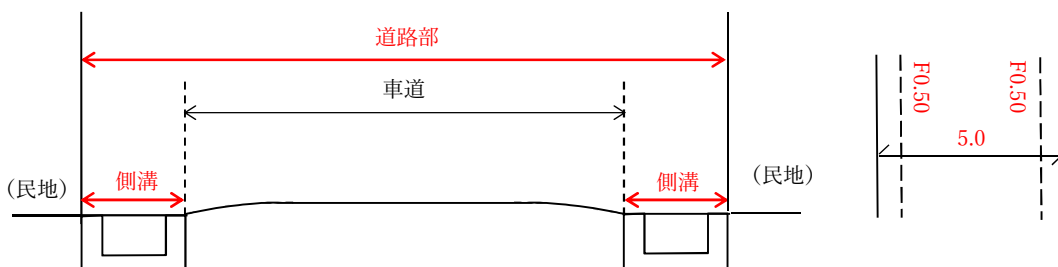
① U 字溝（蓋なし）



道路台帳では、上記のとおり太線箇所を計測する。

- 1).U 字溝（蓋無し）の外側で道路敷幅員を計測する。
 - 2).両側の側溝幅員を計測する。
- 道路部幅員は、1)－2)により求める。

② U 字溝（蓋付き）



③ L型側溝、LU型側溝、LO型側溝

下図左より、L型側溝、LU型側溝、LO型側溝を示す。各側溝の違いは、L型側溝下の暗渠の違いによるものであり、現地調査で判断することは困難である。そのため、藤沢市より提供される竣工図等を基に現地調査資料に記載する。

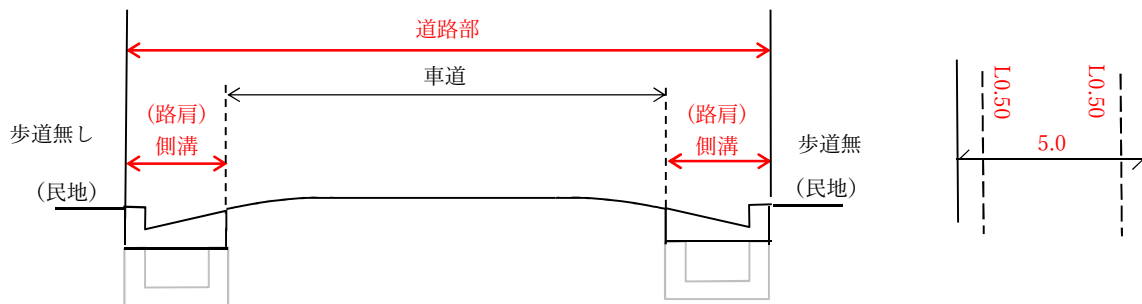
・L型側溝



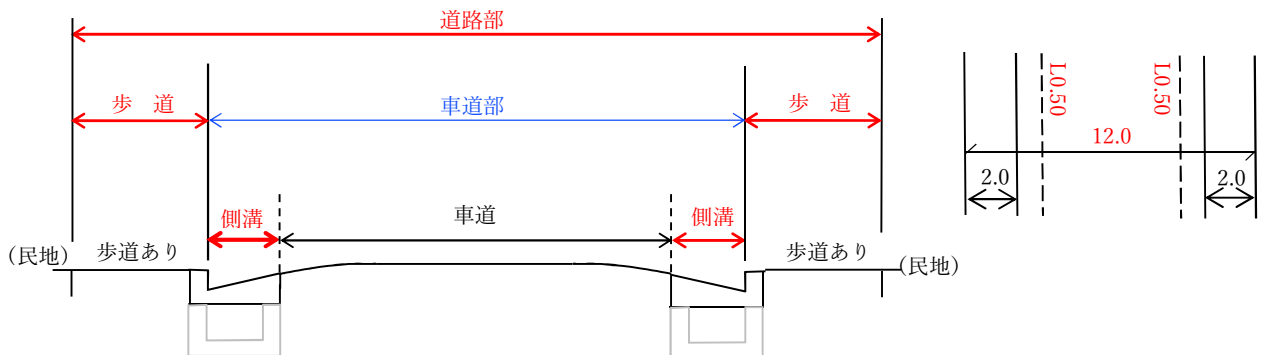
・LU型側溝



・LO型側溝

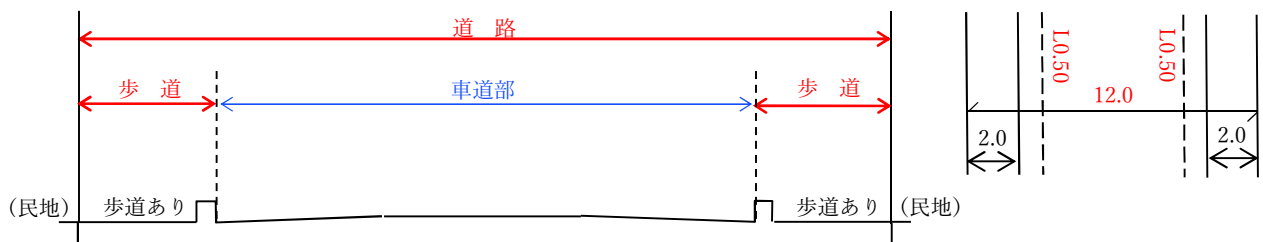


④ 街渠



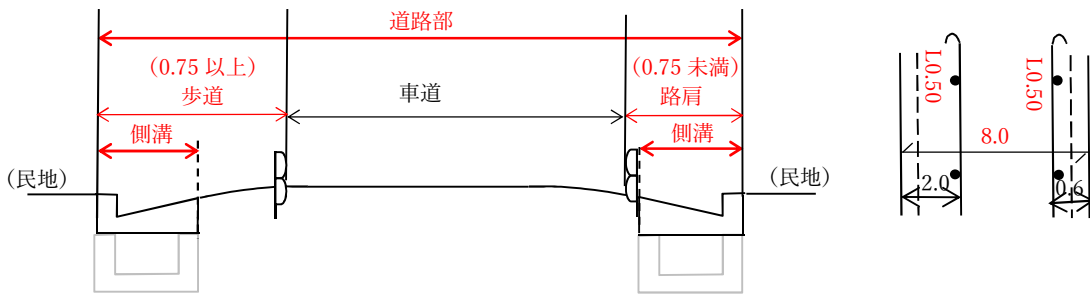
⑤ 駒止め

・駒止めは、路肩（車道部）に含めない



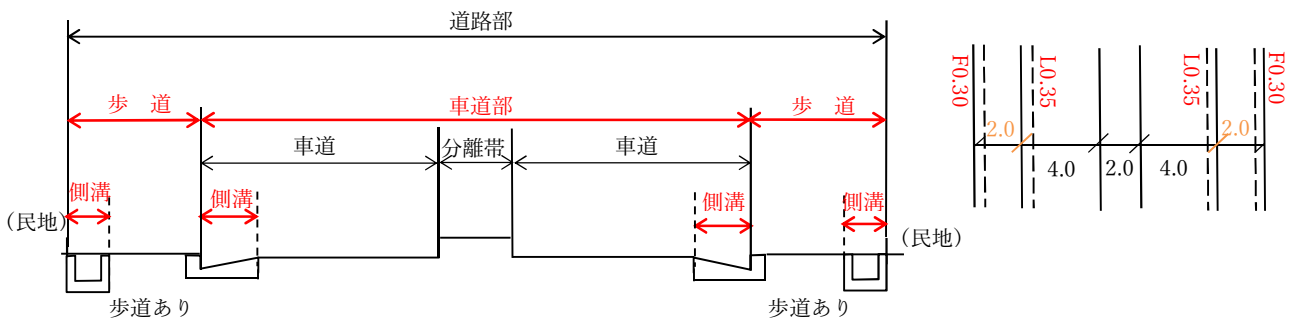
⑥ 防護柵

- ・ガードレール等がある場合は、ガードレール等の位置までを路肩、または歩道部とする。



⑦ 分離帯

- ・道路台帳図では分離帯の幅員を表示する。
- 調書では、分離帯及び側帯を加えた幅員を中央帯として取得する。



2-13 舗装種別

- ・ 舗装種別を調査する。

舗装種別は以下の分類とする。

データ入力の際は、舗装種別の分類コードは 9132-00、舗装界は 9132-11 とする。

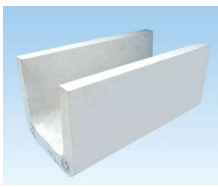




種別		イメージ	図面記載	分類コード
未舗装道	砂利・木		G	9132-00 ※舗装界は 9132-11 とする
舗装道	石		E	
	セメント系		C	
	コンクリート平板 インターロッキング		P	
	アスファルト系 高級		A	
	アスファルト系 簡易	原則なし	B	

2-14 側溝種別

・側溝種別を調査する。

側溝種別は以下の分類とする。ただし、LU、LOについては、現地確認は困難であるため、既存資料等による確認を行う。データ入力の際は、下表のレイヤ番号を参照すること。

なお、側溝には側溝注記を入力すること。特に、L型側溝はL型・LU型・LO型の3つに細分化できるため、十分に注意し側溝種別の注記を入力すること。側溝注記のレイヤ番号は「9131-11」とし、対象となる側溝に平行となるように入力すること。

種別	イメージ	図面記載	レイヤ番号
U字溝（蓋なし）		U	2231
U字溝（蓋付き）		F	2232
L型側溝		L	2233
LU型側溝		LU	2233
LO型側溝		LO	2233

§ 3. 道路台帳要素

3-1 道路台帳要素の取得

以下の道路台帳要素を現地で確認し、数値編集を行う。

項目	現地調査	備考
幅員寸法	○	現地道路幅員を計測し、データ入力する。
幅員寸法線	×	現地幅員計測箇所を入力する。
幅員寸法引出線	×	引出箇所を入力する。
起点記号	×	机上で取得する。
終点記号	×	机上で取得する。
舗装界	○	舗装界を調査しデータに入力する。
舗装種別	○	舗装種別を調査しデータに入力する。
側溝種別+幅	○	側溝種別と側溝幅員を調査しデータに入力する。
防護柵注記	○	防護柵を調査しデータに入力する。 防護柵の種別は、以下とする。 ・ガードレール…GR ・ガードフェンス…GF ・ガードパイプ…GP ・ガードネット…GN
橋梁	○	現地調査を行う。
橋梁引出線	×	机上で取得する。
橋梁名称	×	藤沢市に資料提供を行う。
トンネル	○	現地調査を行う。
トンネル引出線	×	机上で取得する。
トンネル名称	×	藤沢市に資料提供を行う。
踏切	○	現地調査を行う。
踏切引出線	×	机上で取得する。
踏切名称	×	藤沢市に資料提供を行う。
曲率半径引出線	×	机上で取得する。
曲率半径諸元	×	机上で調査、取得する。
勾配寸法線	×	机上で取得する。
勾配寸法	×	机上で調査、取得する。

§ 4. 路面標示、発光鋏

4-1 発光鋏

発光鋏について現地調査を行い、発光鋏のデータを作成する。作成する発光鋏データの要領は、別紙1のとおりとし、作成した発光鋏データについては別に DXF データのファイルを作成する。


4-2 路面標示

路面標示について現地調査を行い、路面標示のデータを作成する。作成する路面標示データの要領は別紙1のとおりとし、作成した路面標示データについては別に DXF データのファイルを作成する。

項目	写真	定義	分類コード	取得分類	取得位置	レコード	現調取得図式
自転車専用道路		車道内にある自転車専用道路	2110	自転車通行帯	車道との境界を取得する	E2	
車止めポール		車両乗り入れ防止ポール	2271	車止めポール	ポールの中心位置を取得する	E5	
通行止め門型		車両乗り入れ防止門型タイプ	2272	車止めフェンス	柵の中心を図示する	E2	
通行止め花壇		車両乗り入れ防止花壇	2273	車止め花壇	花壇の外形を取得する	E2	
記念碑		車道・のり面にあるもの	4202	記念碑	記念碑の中心位置を取得する	E1、E5	
道祖神		車道・のり面にあるもの	4204	路傍祠	道祖神の中心位置を取得する	E1、E5	
独立樹		車道・のり面・植樹帯にあるもの	4221 4222	(広葉樹) (針葉樹)	街路樹の中心位置を取得する	E5	
消火器		藤沢市の記載のあるもの ※藤沢市以外の消火器については、漏れで無いことの確認のため現地調査写真に取得対象外である旨を記載する	4218	消火器	消火器の中心位置を取得する	E5	

歩行者用案内標識		歩行者用の案内標識	2248	案内板	案内標識の中心位置を取得する	E6	
ベンチ		永久設置のベンチ	2274	ベンチ	道路管理者施設を取得する ベンチの中心を図示する	E1	
デリネーター付きポール		デリネーター付きポール	2258	デリネーター付きポール	ポールの中心位置を取得する	E5	
準則に該当しない道路標識		道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の指示・補助標識ほか	2249	道路標識（特記）	標識の中心位置を取得する	E6	
歩道（特記）		民有地を提供している歩道 （商店街の軒先やマンションの管理道路）	2111	歩道（特記）	歩道の境界を取得	E2	
発光鋲		交差点に設置された自発光する鋲	8204	発光鋲	発光鋲の中心位置を取得する	E5	
	—	帯状に設置された自発光する鋲	8205	発光鋲	帯状に設置された箇所の中心を取得する	E2	—
区画線 白線実線		白線実線で表示されたもので、その区画線幅が 15cm のもの	101	区画線	区画線の中心を取得する	E2	
		白線実線で表示されたもので、その区画線幅が 30cm のもの	202	区画線	区画線の中心を取得する	E2	上記同様
		白線実線で表示されたもので、その区画線幅が 45cm のもの	303	区画線	区画線の中心を取得する	E2	上記同様

区画線 白線破線		白線破線で表示されたもので、その区画線幅が 15cm のもの	404	区画線	区画線を中心を取得する	E2	
		白線破線で表示されたもので、その区画線幅が 30cm のもの	505	区画線	区画線を中心を取得する	E2	上記同様
		白線破線で表示されたもので、その区画線幅が 45cm のもの	606	区画線	区画線を中心を取得する	E2	上記同様
区画線 黄色実線		黄色実線で表示されたもので、その区画線幅が 15cm のもの	707	区画線	区画線を中心を取得する	E2	
		黄色実線で表示されたもので、その区画線幅が 30cm のもの	808	区画線	区画線を中心を取得する	E2	上記同様
		黄色実線で表示されたもので、その区画線幅が 45cm のもの	909	区画線	区画線を中心を取得する	E2	上記同様
区画線 黄色破線		黄色破線で表示されたもので、その区画線幅が 15cm のもの	1010	区画線	区画線を中心を取得する	E2	
区画線 黄色破線		黄色破線で表示されたもので、その区画線幅が 30cm のもの	1111	区画線	区画線を中心を取得する	E2	上記同様
		黄色破線で表示されたもので、その区画線幅が 45cm のもの	1212	区画線	区画線を中心を取得する	E2	上記同様
停止線		停止線のうち、その幅が 60cm 以上のもの	1515	停止線	停止線を中心を取得する	E2	
減速ドット		区画線横の白い破線	1313	減速ドット	区画線横の白い破線を中心を取得する	E2	
交差点マーク		交差点に記された交差マーク	1414	交差点マーク	交差点マークを中心を取得する	E2	






グリーンベルト		歩道と車道が区分されていない道路について視覚的に設けられ、幅が 15cm 以下のもの	4098	グリーンベルト	グリーンベルトの中心を取得する	E2	
		歩道と車道が区分されていない道路について視覚的に設けられ、幅が 16cm～30cm のもの	4114	グリーンベルト	グリーンベルトの中心を取得する	E2	上記同様
		歩道と車道が区分されていない道路について視覚的に設けられ、幅が 31cm～44cm のもの	4230	グリーンベルト	グリーンベルトの中心を取得する	E2	上記同様
		歩道と車道が区分されていない道路について視覚的に設けられ、幅が 45cm 以上のもの	4346	グリーンベルト	グリーンベルトの中心を取得する	E2	上記同様
自転車通行帯		自転車が通行するための道路又は道路の部分であり、幅が 1m 未満のもの	5087	自転車通行帯	自転車通行帯の中心を取得する	E2	
		自転車が通行するための道路又は道路の部分であり、幅が 1m 以上のもの	5135	自転車通行帯	自転車通行帯の中心を取得する	E2	上記同様
止まれ		路面に標示された文字	2020	止まれ	対象文字の中心を取得	E5	
トマレ	—	路面に標示された文字	2021	トマレ	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
スクールゾーン	—	路面に標示された文字	2121	スクールゾーン	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
速度おとせ	—	路面に標示された文字	2222	速度おとせ	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
横断者注意	—	路面に標示された文字	2323	横断者注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
この先横断歩道注意	—	路面に標示された文字	2424	この先横断歩道注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
急カーブ注意	—	路面に標示された文字	2525	急カーブ注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
急カーブ	—	路面に標示された文字	26	急カーブ	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
カーブ注意	—	路面に標示された文字	27	カーブ注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様





ともしびゾーン	—	路面に標示された文字	2626	ともしびゾーン	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
自転車注意	—	路面に標示された文字	2727	自転車注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
徐行	—	路面に標示された文字	2829	徐行	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
ゾーン 30	—	路面に標示された文字	31	ゾーン 30	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
この先狭し	—	路面に標示された文字	32	この先狭し	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
スピードおとせ	—	路面に標示された文字	33	スピードおとせ	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
この先交差点注意	—	路面に標示された文字	34	この先交差点注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
歩行者注意	—	路面に標示された文字	35	歩行者注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
自転車専用	—	路面に標示された文字	36	自転車専用	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
貨物車用	—	路面に標示された文字	37	貨物車用	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
車両進入禁止	—	路面に標示された文字	38	車両進入禁止	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
自転車	—	路面に標示された文字	39	自転車	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
一般車	—	路面に標示された文字	40	一般車	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
バス	—	路面に標示された文字	41	バス	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
バス停	—	路面に標示された文字	42	バス停	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
駐車禁止	—	路面に標示された文字	43	駐車禁止	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
地下入口	—	路面に標示された文字	44	地下入口	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
北口ロータリー	—	路面に標示された文字	45	北口ロータリー	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
バス・タクシー	—	路面に標示された文字	46	バス・タクシー	対象文字の中心を取得	E5	上記同様

タクシー	—	路面に標示された文字	47	タクシー	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
とび出し注意	—	路面に標示された文字	48	とび出し注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
とびだし注意	—	路面に標示された文字	49	とびだし注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
交差点注意	—	路面に標示された文字	50	交差点注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
交差点アリ	—	路面に標示された文字	2851	交差点アリ	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
7-9	—	路面に標示された文字	52	7-9	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
右カーブ	—	路面に標示された文字	53	右カーブ	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
左カーブ	—	路面に標示された文字	54	左カーブ	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
左カーブ注意	—	路面に標示された文字	55	左カーブ注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
右急カーブ	—	路面に標示された文字	56	右急カーブ	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
左急カーブ	—	路面に標示された文字	57	左急カーブ	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
注意	—	路面に標示された文字	58	注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
この先下り坂注意	—	路面に標示された文字	59	この先下り坂注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
農耕車に注意	—	路面に標示された文字	60	農耕車に注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
バス優先	—	路面に標示された文字	61	バス優先	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
7-8.30	—	路面に標示された文字	62	7-8.30	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
凸凹注意	—	路面に標示された文字	63	凸凹注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
バス降車場	—	路面に標示された文字	64	バス降車場	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
電車優先	—	路面に標示された文字	65	電車優先	対象文字の中心を取得	E5	上記同様

止まれ左折電車注意	—	路面に標示された文字	66	止まれ左折電車注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
電車に注意	—	路面に標示された文字	67	電車に注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
交差点注意	—	路面に標示された文字	68	交差点注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
右カーブ注意	—	路面に標示された文字	69	右カーブ注意	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
一般車進入禁止	—	路面に標示された文字	70	一般車進入禁止	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
バスタクシーを除く	—	路面に標示された文字	71	バスタクシーを除く	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
本線	—	路面に標示された文字	72	本線	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
緊急車	—	路面に標示された文字	73	緊急車	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
バス専用	—	路面に標示された文字	74	バス専用	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
路線バス専用	—	路面に標示された文字	75	路線バス専用	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
パトカー	—	路面に標示された文字	76	パトカー	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
この先行き止まり	—	路面に標示された文字	77	この先行き止まり	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
歩行者	—	路面に標示された文字	78	歩行者	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
事故多し	—	路面に標示された文字	80	事故多し	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
この先横断歩道あり	—	路面に標示された文字	81	この先横断歩道あり	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
落せ	—	路面に標示された文字	82	落せ	対象文字の中心を取得	E5	上記同様
横断歩道又は自転車横断帯あり (ダイヤモンド)	—	路面に標示された記号	3001	横断歩道又は自転車横断帯あり (ダイヤモンド)	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
進行方向 右折	—	路面に標示された記号	3102	進行方向 右折	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
進行方向 左折	—	路面に標示された記号	3	進行方向 左折	対象記号の中心を取得	E5	上記同様

進行方向 直進	—	路面に標示された記号	4	進行方向 直進	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
進行方向 直進及び右折	—	路面に標示された記号	5	進行方向 直進及び右折	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
進行方向 直進及び左折	—	路面に標示された記号	6	進行方向 直進及び左折	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
進行方向 右折及び左折	—	路面に標示された記号	7	進行方向 右折及び左折	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
進行方向 直進及び右左折	—	路面に標示された記号	8	進行方向 直進及び右左折	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
進行方向（破線）右折	—	路面に標示された記号	3202	進行方向（破線）右折	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
進行方向（破線）左折	—	路面に標示された記号	3	進行方向（破線）左折	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
進行方向（破線）直進	—	路面に標示された記号	4	進行方向（破線）直進	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
進行方向（破線）直進及び右折	—	路面に標示された記号	5	進行方向（破線）直進及び右折	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
進行方向（破線）直進及び左折	—	路面に標示された記号	6	進行方向（破線）直進及び左折	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
進行方向（破線）右折及び左折	—	路面に標示された記号	7	進行方向（破線）右折及び左折	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
文	—	路面に標示された記号	3307	文	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
自転車横断帯（自転車記号）	—	路面に標示された記号	3408	自転車横断帯（自転車記号）	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
リフトシート立体標示	—	路面に標示された記号	3509	リフトシート立体標示	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
車椅子専用	—	路面に標示された記号	3610	車椅子専用	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
三層三角標示	—	路面に標示された記号	3711	三層三角標示	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
トマレ記号	—	路面に標示された記号	12	トマレ記号	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
自転車専用道路進行方向	—	路面に標示された記号	13	自転車専用道路進行方向	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
危い	—	路面に標示された記号	14	危い	対象記号の中心を取得	E5	上記同様

自転車道とまれ	—	路面に標示された記号	3715	自転車道とまれ	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
前方優先道路	—	路面に標示された記号	16	前方優先道路	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
停止位置三角標示	—	路面に標示された記号	17	停止位置三角標示	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
×	—	路面に標示された記号	18	×	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
ｽｸｰﾙ→記号	—	路面に標示された記号	19	ｽｸｰﾙ→記号	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
自転車 type2		路面に標示された記号	61	自転車 type2	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
右左折の方法 type1		路面に標示された記号	3862	右左折の方法 type1	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
右左折の方法 type2		路面に標示された記号	63	右左折の方法 type2	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
右左折の方法 type3		路面に標示された記号	64	右左折の方法 type3	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
右左折の方法 type4		路面に標示された記号	65	右左折の方法 type4	対象記号の中心を取得	E5	上記同様

右左折の方法 type5		路面に標示された記号	66	右左折の方法 type5	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
右左折の方法 type6		路面に標示された記号	67	右左折の方法 type6	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
右左折の方法 type7		路面に標示された記号	68	右左折の方法 type7	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
右左折の方法 type8		路面に標示された記号	69	右左折の方法 type8	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
減速表示	—	路面に標示された記号	3920	減速表示	対象記号の中心を取得	E5	上記同様
カラー舗装	—	路面に着色されたもの	9000	カラー舗装	外側のカラー舗装端部を取得	E5	—

項目	写真	定義
たて看板		たて看板
ガイドポスト		視線誘導
通行止め用フェンス		車止めフェンス (日・時間によって取り外されるもの)
津波注意看板		津波注意看板
案内プレート		道路案内プレート

藤沢市道路台帳数値地形図データ（地図情報レベル500）現地作業マニュアル 改訂履歴

番号	作成年月日		変更箇所	備考
初版	2019年8月	令和元年	-	-
第2版	2020年6月	令和2年	1-1 業務フローチャート	詳細については、別紙 作マ-001参照
			2-11 現地調査時の注意事項	詳細については、別紙 作マ-001参照
			2-12 道路幅員調査	詳細については、別紙 作マ-001参照
			3-1 道路台帳要素取得	詳細については、別紙 作マ-001参照
第3版	2021年7月	令和3年	2-1 現地調査概要	詳細については、別紙 作マ-002参照
			2-5 電話柱・電力柱・マンホール	詳細については、別紙 作マ-002参照
			2-10 特記項目	詳細については、別紙 作マ-002参照
			2-13 舗装種別	詳細については、別紙 作マ-002参照
			2-14 側溝種別	詳細については、別紙 作マ-002参照
			別紙1（取得するもの）	詳細については、別紙 作マ-002参照
			別紙1（取得するもの）	詳細については、別紙 作マ-002参照
			別紙1（取得するもの）	詳細については、別紙 作マ-002参照
			別紙1（取得するもの）	詳細については、別紙 作マ-002参照
			別紙2（取得しないもの）	詳細については、別紙 作マ-002参照

○藤沢市道路台帳数値地形図データ（地図情報レベル500）現地作業マニュアル（第2版）新旧対照表

概要：道路台帳平面図作成にあたり道路台帳要素取得のための現地作業マニュアル

項目	内容	新	旧
1-1 業務フローチャート	調書更新委託及び藤沢市作成の範囲を追加、業者名削除	図2-1 業務フローチャートのとおり	図2-1 業務フローチャートのとおり
2-11 現地調査時の注意事項	腕章の着用の文言を削除（身分証明書を携行するため不要）	（削除）	◆腕章着用 ・業務名及び連絡先の入った腕章を一番外になる衣服に着用する。 ※防寒着を着た場合防寒着、脱いだ場合は作業着に着用する
2-12 道路幅員調査	取得に関する文言修正	下図左より、L型側溝、LU型側溝、LO型側溝を示す。各側溝の違いは、L型側溝下の暗渠の違いによるものであり、現地調査で判断することは困難である。そのため、 <u>藤沢市より提供される竣工図等を基に現地調査資料に記載する。</u>	下図左より、L型側溝、LU型側溝、LO型側溝を示す。各側溝の違いは、L型側溝下の暗渠の違いによるものであり、現地調査で判断することは困難である。そのため、現況の道路形状が既存道路台帳データと比較して変化がなかった場合、既存道路台帳データに記載されている側溝型をそのまま採用する。また、現況の道路形状が大きく変化している箇所はL型側溝は、LU型、LO型の区別はせずL型側溝として現地調査資料に記載する。
3-1 道路台帳要素取得	防護柵注記の文言修正	ガードレール…G <u>R</u> ガード <u>ネット</u> …G <u>N</u>	ガードレール…G <u>L</u> ガード <u>ロープ</u> …G <u>R</u>
そのほか軽微な文言（接続語等）修正			

○藤沢市道路台帳数値地形図データ（地図情報レベル500）現地作業マニュアル（第3版）新旧対照表

概要：道路台帳平面図作成にあたり道路台帳要素取得のための現地作業マニュアル

項目	内容	新	旧
2-1 現地調査概要	取得に関する文言追加	① 側溝などの道路施設が官民境界杭とほぼ一致する場合、道路縁は、官民境界杭を道路縁として取得する。道路縁のレイヤに作図し、官民境界杭のレイヤに作図しない。 ② 側溝などの道路施設より官民境界杭が外側にある場合、道路縁は、側溝などの道路部端部を道路縁として取得し、官民境界杭も、後続の作業で道路区域として使用するため、官民境界杭として取得する。（道路保護擁壁や道路保護法の場合など） ③ 舗装などの道路施設より官民境界杭が内側にある（舗装が一体で整備されている）場合、道路縁は、基本的に官民境界杭を道路縁として取得するが、土地使用貸借等のケースもあるため、藤沢市と都度協議する。	
2-5 電話柱・電力柱・マンホール	マンホールの取得に関する文言追加	電話柱、電力柱、マンホールは、第一構造物の有無にかかわらず、道路縁より1m程度までを対象とする。架線については方向線の取得を行うこと。 ただし、直径が概ね60cmに満たないマンホール（未分類・共同溝・ガス・電話・電気・下水・水道）は取得不要とする。（下水の場合、取付柵（最終柵）は、直径60cm未満のため、取得不要）	第一構造物の有無にかかわらず、道路縁より1m程度までを対象とする。架線については方向線の取得を行うこと。
2-10 特記事項	項目に関する文言修正	③ 車止め門型 ⑫ 準則に該当しない道路標識 ⑬ 歩道（特記） ⑭ （削除） 以下番号繰上げ	③ 車止めフェンス ⑫ 道路標識、区画線及び道路標示に関する法令に該当しない標識（特記） ⑬ 歩道 ⑭ 防火用貯水槽
2-13 舗装種別	分類コードに関する文言修正	データ入力の際は、舗装種別の分類コードは9132-00、舗装界は9132-11とする。	データ入力の際は、舗装種別の分類コードは22069、舗装界は22068とする。
2-14 側溝種別	分類コードに関する文言修正	側溝注記のレイヤ番号は「9131-11」とし、対象となる側溝に平行となるように入力すること。 U字溝（蓋なし） 2231 U字溝（蓋付き） 2232 L型側溝 2233 LU型側溝 2233 LO型側溝 2233	側溝注記のレイヤ番号は「22020」とし、対象となる側溝に平行となるように入力すること。 U字溝（蓋なし） 21489 U字溝（蓋付き） 21490 L型側溝 21491 LU型側溝 21491 LO型側溝 21491
別紙1（取得するもの）	分類コードに関する文言修正	自転車専用道路 2110 ～ 歩道（特記） 2111	自転車専用道路 21463 ～ 歩道（特記） 21464
別紙1（取得するもの）	車止め門型に関する文言修正	項目 車止め門型 定義 車両乗り入れ防止門型タイプ	項目 車止めフェンス 定義 車両乗り入れ防止フェンス
別紙1（取得するもの）	準則に該当しない道路標識に関する文言修正	項目 準則に該当しない道路標識 定義 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の指示・補助標識ほか	項目 標識に該当しない道路標識 定義 道路標識（特記）
別紙1（取得するもの）	カラー舗装に関する項目追加	定義 路面に着色されたもの 分類コード 9000 取得分類 カラー舗装 取得位置 外側のカラー舗装端部を取得	
別紙2（取得しないもの）	官民境界杭に関する文言削除	（削除）	官民境界杭